立てて、一時的に農地を農地以外のものにし、営農が行われる農地の上部空間に設置される太陽光を電気に変換する設備をいう。）を設置し、営農を継続しながら発電を行うことをいう。以下同じ。）である場合にあつては、農山漁村再エネ法第七条第一項の設備整備計画について同条第三項の認定の見込み（地球温暖化対策推進法第二十一条第一項の地方公共団体実行計画（同条第五項各号に掲げる事項が定められたものであつて、農山漁村再エネ法第四条第一項に規定する基本方針に適合するものに限る。）を策定した市町村の区域内においては、地球温暖化対策推進法第二十二条の二第一項の地域脱炭素化促進事業計画について同条第三項の認定の見込み。第五十七条第六号において同じ。）がないこと。

（削る）

（削る）

（削る）

イ　下部の農地において栽培する農作物の単位面積当たりの収穫量（以下「単収」という。）が、同じ年産の当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内の平均的な単収と比較しておおむね二割以上減少するおそれ（当該市町村の区域内において栽培されていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合にあつては、申請に際し添付した栽培実績書又は当該農作物を栽培する理由を記載した書類に記載された単収が見込まれないおそれ）があると認められる場合（法第三十二条第一項第一号に掲げる農地を利用する場合を除く。）

ロ　下部の農地の全部又は一部において営農が行われる見込みがない場合（法第三十二条第一項第一号に掲げる農地を利用する場合に限る。）

ハ　営農型太陽光発電設備の設置により、下部の農地において生産される農作物の品質を著しく劣化させるおそれがあると認められる場合

（削る）

（削る）

（削る）

七　申請者が、法第五十一条第一項の規定による原状回復等の措置を現に命じられていること。

（申請に係る農地又は採草放牧地の全てを申請に係る用途に供することが確実と認められない事由）

第五十七条　法第五条第二項第三号の農林水産省令で定める事由は、次のとおりとする。

一・二　（略）

二の二　申請に係る事業の施行に関して法令により義務付けられている行政庁との協議、周辺地域の住民に対する説明、行政庁への届出その他の手続を終えていないこと。

三～五　（略）

ニ　都道府県知事等への毎年の下部の農地において栽培する農作物に係る栽培実績書及び収支報告書が適切に提出されないおそれがあると認められる場合

ホ　営農型太陽光発電設備の角度、間隔等について、下部の農地において栽培される農作物の生育に必要な日照に影響を及ぼすおそれがある場合

ヘ　支柱の高さが地上から二メートル以上あることその他の下部の農地において農業機械等を効率的に利用できる等、耕作者が農作業を効率的に行うことができる空間を確保するための措置が講じられていない場合

ト　申請者が、連系に係る契約を電気事業法第二条第一項第十七号に規定する電気事業者と締結する見込みがない場合（申請に係る事業が営農型太陽光発電設備を電気事業者の電力系統に連系するものに限る。）

チ　申請者が、法第五十一条第一項の規定による原状回復等の措置を現に命じられている場合

（新設）

（申請に係る農地又は採草放牧地の全てを申請に係る用途に供することが確実と認められない事由）

第五十七条　法第五条第二項第三号の農林水産省令で定める事由は、次のとおりとする。

一・二　（略）

二の二　申請に係る事業の施行に関して法令により義務付けられている行政庁との協議を現に行つていること。

三～五　（略）